

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

自己点検・評価報告書

令和6年度

まえがき

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「本法科大学院」という。）では、令和6（2024）年度、本法科大学院自己評価委員会による自己点検・評価を行い、外部評価委員による外部評価を受けた。本冊子は、上記自己点検・評価の報告書と、外部評価委員による外部評価報告書を納めたものである。

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表せねばならず、専門職大学院たる法科大学院においては5年以内ごとに認証評価を受けなければならない。本法科大学院は、令和4（2022）年4月の大阪市立大学と大阪府立大学の統合により新たに設置されたものであり、大阪市立大学の時代から大学改革支援・学位授与機構による4度の認証評価を受け、いずれも評価基準に適合しているとの評価を受けた。これまでの自己点検・評価は、そのつど、同機構の評価基準に則って実施しており、今回の自己点検・評価も令和3（2021）年2月に改定された「法科大学院評価基準要綱」に従って実施した。

法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度における中核的教育機関として位置づけられ、各々の法科大学院は、入学者の適性の適確な評価と多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、密度の高い少人数の授業によって理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹として必要な学識とその応用能力を自らのものとさせ、また実務に対する基礎的素養を涵養し、そのうえで厳格な成績評価と修了認定を行うことが求められている。

法科大学院制度がこれまでの歩みを一層着実なものとし、社会に根差した存在となるには、上記の社会的責務を果たすことが求められる。そのためには、質の高い優れた法曹養成教育を構築しかつ実施しているかを自ら厳しく点検・評価し、またその結果を客観的に検証するため、外部評価委員の厳正な評価を受ける必要がある。

今次の評価のために、外部評価委員として、神戸秀彦教授（関西学院大学）、高橋司弁護士（大阪弁護士会）、廣政純一郎弁護士（大阪弁護士会）には、ご多忙をきわめるなか、大部の自己点検・評価報告書と資料集にお目通しいただいたうえ、外部評価報告書作成の労をとって頂いた。また、これに先立ち、令和7（2025）年1月7日、本法科大学院にお越し頂き、授業の参観や学習環境の現況調査をはじめ、在学生との面談、本法科大学院教員との面談を実施して頂き、かつ貴重なご意見を賜った。この場をお借りして、深く御礼申し上げます。また、外部評価報告書において改善すべきとされた点は、これを今後十分に踏まえ、本法科大学院教育の一層の充実・向上に努める所存である。

令和7（2025）年3月

法学研究科長 手塚洋輔

目次

まえがき

第1部 自己点検・評価報告書

I 現況、目的及び特徴.....	1
II 基準ごとの自己評価.....	4
領域1 法科大学院の教育活動等の現況.....	4
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証.....	13
領域3 教育課程及び教育方法.....	29
領域4 学生の受入及び定員管理.....	62
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境.....	71

第2部 訪問調査の実施要領

訪問調査の実施要領	79
-----------------	----

第3部 外部評価報告書

外部評価委員 高橋 司氏.....	81
外部評価委員 廣政 純一郎氏.....	82
外部評価委員 神戸 秀彦氏.....	85

第4部 委員名簿

I 大阪公立大学法科大学院外部評価委員名簿.....	91
II 大阪公立大学法科大学院自己評価委員会委員名簿.....	91

第 1 部 自己点検・評価報告書

I 現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名 大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- (2) 所在地 大阪府大阪市
- (3) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	81人
教員数	12人（うち、実務家教員3人）

2 目的

(1) 教育上の理念および目的

大阪公立大学法科大学院（以下、文脈に応じて、「本法科大学院」又は「本専攻」とする）は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

(2) 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念および目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えらるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労

働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 特徴

本法科大学院は、令和4年4月の大阪市立大学と大阪府立大学の統合により、前者に設置認可された法学研究科法曹養成専攻の内実を引き継ぐ形で設置されたものであり、令和6年5月1日現在、専任教員12名、収容定員90名から構成されている。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを目標とする趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げる目標の下に、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。

とりわけ、大阪市立大学時代である平成16年に文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択された「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものであった。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪市域およびその周辺の中小企業が抱える様々な法的ニーズに対応できる法曹の養成を目指した。支援プログラム終了後も、このセンターおよび中小企業無料法律相談を組み込んだカリキュラムは、「中小企業向け法律相談」として、大阪公立大学においても継続されている。本法科大学院の学生は、中小企業の法実務の現場を知り、その現場で法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法を相対化し、批判的に検討できる能力をも高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させている。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用できる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。

さらに、エクスターンシップを正規の授業科目とし、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 法科大学院の教育活動等の現況

基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

分析項目1-1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的において、関係法令を踏まえ、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確であることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、先の「Ⅰ 現況、目的及び特徴」で示したように、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目的とする。具体的には、以下の3つのタイプの法曹の養成を目指す。第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる法分野に精通し、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、公益的活動にも積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる法曹である。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準 1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

- ・大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして基準数以上の専任教員、並びに兼任及び兼任教員を配置していることを確認する。
- ・教員の年齢の構成が著しく偏っていないこと並びに教員組織においてダイバーシティの推進に努めていることを確認する。
- ・教育上主要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。

【分析】

法令上の必置専任教員数が 12 名であるところ、本専攻の専任教員数は 12 名（みなし専任を含む）であり、基準を満たしている（別紙様式 1-2-1-1）。なお、兼任教員は 13 名、兼任教員 28 名である（別紙様式 1-2-1-1）。

本専攻における専任教員の年齢構成は、令和 6 年 3 月 31 日時点で 35～44 歳が 3 名、45～54 歳が 4 名、55～64 歳が 3 名、65 歳以上が 2 名であり（別紙様式 1-2-1-1）、著しい偏りはない。また、専任教員中の女性教員の割合は 16.7% であり（別紙様式 1-2-1-1）、ダイバーシティの推進に努めている。

本専攻が教育上主要と認める科目は必修科目に属する 30 科目であり、このうち 21 科目を専任の教授又は准教授が担当している（別紙様式 1-2-1-2）。

本専攻が教育上主要と認める科目のうち、兼任教員又は兼任教員が担当する授業科目については、担当者に対して、本専攻の 3 ポリシー、教務関連事項の申し合わせ、成績評価ガイドラインなどを周知し、また FD 集会への参加を促すことで、専任教員が担当している場合と同等の教育の質を維持し保証する取組を実施している（資料 1-2-1-0 1 「非常勤講師配布資料」、資料 1-2-2-0 2 「非常勤への資料送付に関する FD 委員連絡」、資料 1-2-1-0 3 「FD 集会に関する非常勤講師への依頼」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

副専攻長を法学研究科のダイバーシティ委員とすることにより、ダイバーシティの推進に努めている（資料 1-2-A-1 「各種委員一覧表」）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 1-2-2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

【分析の手順】

- ・教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

【分析】

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する法曹養成専攻会議（以下、「専攻会議」とする）は、法学研究科教授会の専門委員会として設置される（資料 1-2-2-01 「法学研究科教授会規則」第 7 条）。専攻会議の構成員は法学研究科全体教授会の構成員の中から選ばれ（資料 1-2-2-01 「法学研究科教授会規則」第 9 条第 2 項、資料 1-2-2-02 「法学研究科法曹養成専攻会議規則」第 2 条）、法曹養成専攻長が議長となり（資料 1-2-2-02 「法学研究科法曹養成専攻会議規則」第 4 条）、専攻の教員人事、教育、学位授与などの重要な事項を審議する（資料 1-2-2-02 「法学研究科法曹養成専攻会議規則」第 3 条）。

専攻会議は、原則として、月 1 回開催される（資料 1-2-2-02 「法学研究科法曹養成専攻会議規則」第 11 条）。令和 5 年度には、合計 12 回開催された（別紙様式 1-2-2）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 1-2-3 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

【分析の手順】

・法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院設置者による法科大学院への意見聴取の実績を確認する。

【分析】

設置者である公立大学法人大阪との関係において、予算に関するヒアリングや協議の実施を正式に定める規定はない。しかし、必要に応じて、予算折衝を行っている（資料1-2-3-01「2024年度 学長部局重点予算ヒアリング日程」および資料1-2-3-02「2024（令和6）年度大阪公立大学の部局予算内示について」）。予算及び決算の状況については、資料1-2-3-03「令和5年度法学研究科決算」及び資料1-2-3-04「令和6年度法学研究科予算」を参照。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

教育に係る費用を負担する責務は、本来的には、設置者にある。ところが、本法科大学院には、経常経費について、設置者と個別の折衝を行う公式の場がない。運営経費に関し協議する場を制度化する必要がある。

分析項目 1-2-4 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

【分析の手順】

・管理運営を行うための事務組織について、役割及び人員の配置状況を確認する。

【分析】

本専攻を含む法学研究科の事務に従事する職員は、令和6年4月1日現在で10名であり、そのうち4名が主として法曹養成専攻の事務を担当している（資料1-2-4-01「大学運営部教育推進課（法学部）事務分担表」）。設置形態及び規模からみて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に配置されている。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

適切な事務体制ではあるものの、必要最小限度であり、拡充が必要である。

分析項目 1-2-5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

【分析の手順】

・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

【分析】

本専攻の教職員は、管理運営能力向上のため、様々な研修の機会を利用している（別紙様式1-2-5）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準 1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1-3-1 法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【分析】

法令の定める公表事項をウェブサイトにて公表している（別紙様式 1-3-1）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 1-3-2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【分析】

法令の定める公表事項をウェブサイトにて公表している（別紙様式 1-3-2）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準2-1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名(大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者)が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況(委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載)を確認する。

【分析】

本法科大学院における自己点検・評価の実施については、法曹養成専攻自己評価委員会(以下「自己評価委員会」という。)が責任を負う(資料2-1-1-01「自己点検・評価の実施方法に関する申し合わせ」、別紙様式2-1-1)。自己評価委員会は、専攻長及び副専攻長のほか、専攻会議構成員の中から選任された委員をもって構成される(資料2-1-1-02「自己評価委員会規則」第2条第1項)。本学における自己点検・評価は部局単位で行われ(資料2-1-1-03「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」2及び5)、本専攻が属する部局である法学研究科では自己点検・評価の実施を含む教育活動等の質保証の推進責任者は法学研究科長である(資料2-1-1-01「自己点検・評価の実施方法に関する申し合わせ」、資料2-1-1-04「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」(3)d)。他方で、教育の内部質保証の一部である教学アセスメントの実施責任者は法曹養成専攻長である(資料2-1-1-05「法学研究科法曹養成専攻教学アセスメントに係る実施方針(アセスメント・ポリシー)」2(1))。したがって、自己評価委員会は、法曹養成専攻長を通じ法学研究科長と連携して、教育活動等の自己点検・評価の実施にあたる(資料2-1-1-01「自己点検・評価の実施方法に関する申し合わせ」、別紙様式2-1-1)。

自己評価委員会は、自己点検・評価については、拡大自己評価委員会を通じて、教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織である教務委員会、FD委員会、図書委員会、入試委員会、広報委員会及び修了生委員会と連携する(資料2-1-1-01「自己点検・評価の実施方法に関する申し合わせ」、別紙様式2-1-1)。

【特記事項①】：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-1-2 教育課程連携協議会が設けられていること

【分析の手順】

- ・関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

【分析】

本法科大学院は、専門職大学院設置基準第6条の2第1項に基づき、教育課程連携協議会を置く（資料2-1-2-01「教育課程連携協議会規則」第1条）。同委員会は、専攻会議の構成員から選出された者のほか、法曹としての実務の経験を有する者、大阪公立大学の教職員以外の者から構成される（資料2-1-2-01「教育課程連携協議会規則」第2条、資料2-1-2-02「教育課程連携協議会構成員名簿」）。開催頻度に関する明文の規定はないが、教育課程連携協議会の目的に鑑み、年2回の頻度で開催している（別紙様式2-1-2）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

教育課程連携協議会では多くの資料に基づいて積極的な意見交換を行い、その成果を専攻会議を通じて科目担当者間で共有することで、教育活動の質の維持、改善及び向上に努めている（資料2-1-A-1「2023年4月法曹養成専攻会議資料」104～110頁、資料2-1-A-2「2023年10月法曹養成専攻会議資料」45～51頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準 2-2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2-2-1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【分析の手順】

・自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定され、これに基づき自己点検・評価を行う手順が明確化されていることを確認する。

【分析】

本法科大学院における自己点検・評価を実施するために、自己評価委員会は、少なくとも3年に1度、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況について適切な項目を設定して自己点検・評価を行い、専攻会議に提案する(資料2-1-1-02「法曹養成専攻自己評価委員会規則」第4条、第6条)。具体的な評価項目は、大学改革支援・学位授与機構が定める評価基準を参考として設定される(資料2-1-1-04「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」4(4)、資料2-2-1-01「2024年5月法曹養成専攻会議資料」16～22頁)。自己点検・評価の実施において必要があるときは、自己評価委員長は、拡大自己評価委員会を通じて、教務、入試、FD等の各委員と連携する(資料2-1-1-01「自己点検・評価の実施方法に関する申し合わせ」)。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

自己評価委員長は、少なくとも年に1回、拡大自己評価委員会を開催し、教育活動等の状況を総合的に分析している(資料2-1-1-01「自己点検・評価の実施方法に関する申し合わせ」、資料2-2-A-1「2023年7月法曹養成専攻会議資料」20～36頁、資料2-2-A-1「2023年7月法曹養成専攻会議資料」37～38頁)、

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-2-2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

・自己点検・評価の実施に当たり、各評価項目において、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

【分析】

本法科大学院における自己点検・評価の実施にあたっては、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率につき、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われている（資料 2-2-A-1 「2023 年 7 月法曹養成専攻会議資料」 20～36 頁、資料 2-2-A-1 「2023 年 7 月法曹養成専攻会議資料」 37～38 頁）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-2-3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

・共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する

【分析】

本法科大学院における自己点検・評価の実施にあたっては、共通到達度確認試験の成績を踏まえて、法学未修者に対する教育の実施状況及び成果を分析している（資料2-2-A-1「2023年7月法曹養成専攻会議資料」20～36頁、資料2-2-A-1「2023年7月法曹養成専攻会議資料」37～38頁）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準 2-3 (重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

分析項目 2-3-1 修了者(在学中に司法試験を受験した在学生を含む。)の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

- ・直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。
- ・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。
- ・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者(法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。)の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する

【分析】

大学統合による本法科大学院開設からわずかに3年が経過したところであり、司法試験累積受験者数は少ない。これを前提にして分析すれば、2023(令和5)年度実施の司法試験において、本法科大学院の既修者の合格率は66.66%であり、全法科大学院の平均合格率は40.67%である(別紙様式2-3-1)ので、適切な状況にあると言える。

なお、本法科大学院における司法試験合格率の目標は、全法科大学院の平均合格率である(資料2-3-1-01「2024年7月法曹養成専攻会議資料」44頁及び77頁)ので、この観点からも適切な状況にあるといえる。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

2023(令和5)年度実施の司法試験において、本法科大学院の未修者の受験者はいない(別紙様式2-3-1)。

2023(令和5)年度実施の司法試験において、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者のうち、受験者はいない(別紙様式2-3-1)。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-3-2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

- ・ 修了者の進路の状況が、法科大学院の目的に則して妥当なものであること等を確認する。

【分析】

大学統合による本法科大学院開設からわずかに3年が経過したところであり、累積修了者数は少ないものの、その限りで言えば、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況に照らして、妥当なものである（資料2-3-2-01「修了した者の進路に関する状況」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

旧大阪市立大学における修了者については、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況に照らして、妥当なものである（資料2-3-A-1「修了後の進路状況（大阪市大のもの）」）。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-3-3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【分析の手順】

・修了時の学生からの意見聴取及び修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取等の結果を踏まえて、法科大学院の目的に則した人材養成が行われていることを確認する。

【分析】

大学統合による本法科大学院開設からわずかに3年が経過したところであり、累積修了者数は少ないものの、修了時の学生からの意見聴取の結果を見れば、法科大学院の目的に則した人材養成が行われているといえる（資料 2-3-3-01 「2023 年 12 月法曹養成専攻会議資料」 48 頁、資料 2-3-3-02 「修了生の進路調査について」、資料 2-3-3-03 「2024 年 4 月法曹養成専攻会議資料」 61 頁）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

旧大阪市立大学における修了者については、法科大学院の目的に則した人材養成が行われている（資料 2-3-B-1 「活躍する修了生の例」）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準 2-4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

分析項目 2-4-1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【分析の手順】

・教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

【分析】

教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて対応措置の計画を定め、実施している(別紙様式 2-2-1)。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

3年に1回の頻度で行われる自己点検・評価に加えて、教育活動等の状況を総合的に分析する「教育活動定例分析」を1年に1回は実施することとし、教育活動の質の維持、改善及び向上に取り組んでいる(資料 2-1-1-01 「自己点検・評価の実施方法に関する申し合わせ」)。

担任による面談に加えて、法律基本科目担当者による成績の振るわない学生との学習懇談会を行うことで、個々の学生の個性に応じた教育に努めている(資料 2-2-A-1 「2023年7月法曹養成専攻会議資料」18頁)。

民事系実務家教員と研究者教員が定期的に懇談会を実施し、教育上の課題の共有及び意見交換、司法試験問題と教育との適切な関連付けの方法に関する意見交換を行っている(資料 2-4-C-1 「民事系懇話会議事録(2022-2023)」)。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

【分析の手順】

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めている（資料 2-5-1-01 「大阪公立大学教員選考基準」第 3 条及び第 4 条、資料 2-5-1-02 「法学研究科教員選考手続規則」第 8 条第 1 項及び第 13 条第 5 項、資料 2-5-1-03 「法学研究科法曹養成専攻教員選考手続規則」第 7 条第 1 項及び第 3 項並びにこれらを準用する第 11 条第 4 項及び第 12 条第 4 項）。本学法学研究科に所属する教員については、人事の様式中の「任用に必要な要件」において用いられる表現例（資料 2-5-1-04 「教員人事申出書様式」、資料 2-5-1-05 「昇任人事申出書様式」を参照）をより具体化する形で、基準が定められる。

採用・昇任時には、法曹養成専攻における教育上の指導能力についても評価される（資料 2-5-1-06 「法学研究科法曹養成専攻教員選考手続規則に関する申し合わせ」）。その実施状況については、資料 2-5-1-07 「選考委員会報告書」を参照。

教員の担当する授業科目は、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されている（別紙様式 1-2-1-1 を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

【分析の手順】

・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的かつ定期的な実施は、これを定める規則等（資料 2-5-2-01 「大阪公立大学教員活動点検・評価基本方針」、資料 2-5-2-02 「大阪公立大学教員活動点検・評価実施要項」、資料 2-5-2-03 「法学研究院における「教員活動点検・評価指針（ポリシー）」）に従って行われる。

教員評価の実施状況については、別紙様式 2-5-2、資料 2-5-2-04 「評価領域および評価項目と教員データベースの項目対応表」、資料 2-5-2-05 「個人活動評価書【様式 2】記載箇所イメージ」を参照。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

教員活動点検・評価は 3 年を区切りとして行われ、その結果も公表される。本年度は 2 年目であり、評価の結果等を示す根拠資料をまだない。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること

【分析の手順】

・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

【分析】

本法科大学院では、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」とする。）活動については、法曹養成専攻FD委員会が担当する（資料2-5-3-01「法曹養成専攻FD委員会規則」第4条）。FD委員会は、原則として前期と後期に各1回のFD集会を主催し、また、必要に応じて臨時的集会等を行う（実施状況について、別紙様式2-5-3を参照）。

前期と後期の年に2回行われるFD集会（このFD集会には、専任教員、兼任教員、兼任教員のみならず、法曹養成専攻の授業を担当しない法学研究科所属の教員も参加できる。）において、教育課程方針、各学生の成績、各科目の成績分布、授業評価アンケートの結果の概要および各教員からのコメント一覧を資料として配布し（資料2-5-3-02「FD集会における定例の配布資料例」）、それらの資料に基づいて、成績評価基準および各授業科目の到達目標の確認と意見交換を行っている（実施状況について、別紙様式2-5-3を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

民事系実務家教員と研究者教員が定期的に懇談会を実施し、教育上の課題の共有及び意見交換、司法試験問題と教育との適切な関連付けの方法に関する意見交換を行っている。また、後者に関する意見交換の結果を踏まえ、法科大学院における学習方法を学生に対して説明する機会を設けている（資料2-4-C-1「民事系懇話会議事録（2022-2023）」）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 2-5-4 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

【分析の手順】

教育支援者及び教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。

※スタッフ・ディベロップメント（SD）については基準 1-2 で確認

【分析】

本法科大学院では、教育補助者として、法曹養成専攻を修了した弁護士をアカデミック・アドバイザー（AA）として雇用し、正課の授業における理解を深め、また法律文書の作成能力を涵養するための補助的教育を実施している。AAとは、原則として年2回から3回程度の意見交換会を開催し、各学年を担当する複数のAAのうち少なくとも1名に出席してもらい、本専攻の基本科目担当教員を中心とした複数教員との間で、AA側からは補助的教育の内容・方法及び実施状況について報告を受け、教員側からは正課の授業に関する状況や成績等を踏まえた要請を伝え、相互に意見交換を行う場としている（意見交換会の実施状況について、資料2-5-4-01「AA意見交換会実施記録（2022-2023年度）」を参照）。

本法科大学院では、教育支援者として、法学研究科資料室および法曹養成専攻資料室に図書館司書2名を配置している。司書の研修実施状況については、資料2-5-4-02「法学研究科資料室職員研修参加記録」を参照。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

令和2年4月から、資料室の業務に従事する司書1名が欠員となっている。補充を行う必要がある。

基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

分析項目 2-6-1 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること

【分析の手順】

- ・締結している法曹養成連携協定ごとに、協定に基づき行うこととしている事項を実施していることを確認する。

【分析】

本法科大学院は、大阪市立大学法学部及び大阪公立大学法学部との間で、法曹養成連携協定を締結している（資料 2-6-1-01 「大阪公立大学（大学院法学研究科）及び大阪市立大学（法学部）の法曹養成連携協定」、資料 2-6-1-02 「大阪公立大学（大学院法学研究科）及び大阪公立大学（法学部）の法曹養成連携協定」）。

同協定第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、協定先の学生による本専攻の専門科目の履修を認めている（資料 2-6-1-03 「令和 6 年度法学部要覧」 21～22 頁、資料 2-6-1-04 「法学部履修規則」 第 6 条の 2、第 20 条第 1 項、資料 2-6-1-05 「法学研究科法曹養成専攻履修規則」 第 21 条、第 21 条の 2）。

同協定第 7 条に基づき、5 年一貫型選抜を実施している（資料 2-6-1-06 「2024 年度法曹養成専攻特別選抜学生募集要項」）。

同協定第 6 条第 2 項に基づき、法曹コース連携協議会を設置し（資料 2-6-1-07 「法曹コース連携協議会規程」 第 1 条、資料 2-6-1-08 「法曹コース連携協議会規則」 第 1 条）、年に 2 回程度を目安に協議会を開催している（資料 2-6-1-09 「法曹コース連携協議会議事録」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目3-1-1 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

【分析の手順】

- ・学位授与方針について、以下を確認する。
 - ・法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に涵養される将来の法曹としての実務に必要とされる学識等に係る記述が含まれていること
 - ・法科大学院が養成しようとする法曹像と適合していること
 - ・法科大学院における学修成果が具体的かつ明確に示されていること
- ※公表は基準1-3で確認

【分析】

本法科大学院の定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に涵養される将来の法曹としての実務に必要とされる学識等に係る記述を含んでおり、本法科大学院が養成しようとする法曹像と適合している（資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 3-2-1 ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

【分析の手順】

・教育課程方針において、分析項目 3-2-1 の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。その際、教育課程の編成の方針の内容が専門職大学院設置基準第 20 条の 2 に則していること、教育方法に関する方針が専門職大学院設置基準第 8 条及び第 20 条の 5 に則していること、学修成果の評価の方針が専門職大学院設置基準第 23 条に則していることを確認する。

※公表は基準 1-3 で確認

【分析】

本法科大学院の定める教育課程方針(カリキュラム・ポリシー)には、「①教育課程の編成の方針」、「②教育方法に関する方針」、「③学習成果の評価の方針」が含まれており、各法令に即した内容となっている(資料 3-1-1-01 「大学院法学研究科法曹養成専攻 3 ポリシー」)。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

【分析の手順】

・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定められた学識及び能力並びに素養を学生が獲得できるものとなっていることを確認する。

【分析】

本法科大学院の定める教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と整合している（資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

分析項目3-3-1 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

【分析の手順】

- ・教育課程の編成及び授業科目の開設が学位授与方針及び教育課程方針に則していることを確認する。
- ・法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、また、それらが法令に則して編成されていることを確認する。

【分析】

本専攻では、法律基本科目の基礎科目として37単位、同じく応用科目として36単位、法律実務基礎科目として20単位、基礎法学・隣接科目として12単位及び展開・先端科目として56単位の授業科目が開設されている（資料2-6-1-05「法学研究科法曹養成専攻履修規則」別表第1、別表第2及び別表第3）。以上は、学位授与方針及び教育課程方針に即している（資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」を参照）。

修了要件は、法律基本科目の基礎科目について37単位、同じく応用科目について20単位、法律実務基礎科目について12単位、基礎法学・隣接科目について4単位及び展開・先端科目について14単位である（資料2-6-1-05「法曹養成専攻履修規則」第9条）。修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、また法令に即して編成されている。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

2025年度入学生から、修了要件は、「法律基本科目の基礎科目について37単位、同じく応用科目について20単位、法律実務基礎科目について10単位、基礎法学・隣接科目について4単位及び展開・先端科目について12単位」となる（資料3-3-A-1「2024年9月法曹養成専攻会議資料」10頁）

2025年度入学生から新カリキュラムが適用され、租税法A及び租税法Bが隔年で開講される（資料3-3-A-1「2024年9月法曹養成専攻会議資料」33頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-3-2 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【分析の手順】

- ・法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

【分析】

本専攻では、法律基本科目の応用科目は、2年次以上に配当される科目となっており、そのほとんどが1年次に配当された基礎科目の履修後に履修するように編成されている（資料2-6-1-05「法学研究科法曹養成専攻履修規則」別表第2及び同別表第3、資料3-3-2-01「カリキュラム・マップ」資料3-3-2-02「2024年度シラバス」を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-3-3 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【分析の手順】

・法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

【分析】

本専攻では、法律実務基礎科目は、2年次以上に配当されており、そのほとんどが1年次に配当された法律基本科目の基礎科目の履修後に履修するように編成されている（資料2-6-1-05「法曹養成専攻履修規則」別表第1及び第2、資料3-3-2-01「カリキュラム・マップ」、資料3-3-2-02「2024年度シラバス」）。

展開・先端科目についても、1科目（刑事政策）を除き、基礎科目を履修した後に履修するように編成されている（資料2-6-1-05「法曹養成専攻履修規則」別表第1及び第2、資料3-3-2-01「カリキュラム・マップ」、資料3-3-2-02「2024年度シラバス」）。

基礎法学・隣接科目については、法律基本科目の学習によって得た知識や観点を相対化する視点や能力を身につけさせることを目途として、法律基本科目の基礎科目の履修と並行して、1年次から履修可能となるように教育課程が編成されている（資料2-6-1-05「法曹養成専攻履修規則」別表第1及び第2、資料3-3-2-01「カリキュラム・マップ」、資料3-3-2-02「2024年度シラバス」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-3-4 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること

【分析の手順】

・展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の開設の状況を確認する。

【分析】

本専攻では、展開・先端科目として、倒産法（倒産法1、倒産法2、倒産法演習）、租税法、経済法（経済法1、経済法2、経済法演習）、知的財産法（知的財産法A、知的財産法B、知的財産法演習）、労働法（労働法A、労働法B、労働法演習）、環境法、国際関係法（公法系）（国際法、国際法演習）及び国際関係法（私法系）（国際財産法、国際家族法、国際民事手続法）のすべての科目が開設されている（資料2-6-1-05「法曹養成専攻履修規則」別表第1及び第2）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

2025年度入学生から新カリキュラムが適用され、租税法A及び租税法Bが隔年で開講される（資料3-3-A-1「2024年9月法曹養成専攻会議資料」33頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-3-5 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

【分析の手順】

- ・自己評価書の「I 現況、目的及び特徴」に記載された法科大学院の目的及び養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されているか確認する。

【分析】

本法科大学院が養成しようとする人材像に即して、授業科目が展開されている（資料3-3-5-01「履修モデル」を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-3-6 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

【分析の手順】

- ・各授業科目の到達目標が法科大学院にふさわしい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に適したものであることを確認する。

【分析】

本専攻の各授業科目の到達目標は、法科大学院にふさわしい水準であり、また、その授業科目の内容は到達目標に適したものである（資料 3-3-2-02 「2024 年度シラバス」を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-3-7 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

【分析の手順】

- ・段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていることを確認する。

【分析】

本専攻では、段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されている（資料 2-6-1-05 「法曹養成専攻履修規則」別表第 2 を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

- ・授業の内容及び方法等が、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法律基本科目の基礎科目においては、基礎的な学識を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

【分析】

本専攻では、授業の内容及び方法は、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしている（授業の内容については資料3-3-2-02「2024年度シラバス」を、授業の方法については資料3-4-1-01「法曹養成専攻教務関連事項申し合わせ事項等」を参照）。

授業の内容についてはシラバスで学生に明示されている（資料3-3-2-02「2024年度シラバス」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

授業の方法について、2024年度は、掲示により学生に明示される。2025年度からは、要覧により、学生に明示される。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-2 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

【分析の手順】

- ・授業の方法について、授業科目の性質及び到達目標に応じて、どのように授業を実施するのかを組織として明確に定めていることを確認する。

【分析】

授業の方法について、組織的に統一された方針を定めている（資料3-4-1-01「法曹養成専攻教務関連事項申し合わせ事項等」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-3 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

【分析の手順】

・法律基本科目の応用科目又はこれらの科目と実務科目との融合科目及び分析項目 3-3-4 に掲げられた授業科目において、論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることを確認する。

【分析】

本専攻では、法律基本科目の応用科目および展開・先端科目において、論述能力の涵養の方法を明確に定めている（資料 2-6-1-05 「法学研究科法曹養成専攻履修規則」別表第 3、資料 3-3-2-02 「2024 年度シラバス」の該当箇所を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として 50 人以下となっていること

【分析の手順】

- ・法律基本科目において同時に授業を行う学生数が 50 人を超える授業科目がある場合は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果が上げられるものとなっていることを確認する。
- ・同時に授業を行う学生数が極めて少ない授業科目がある場合は、当該授業科目の教育効果が十分に上げられるものとなっていることを確認する。

【分析】

本専攻では、同時に授業を行う学生数が 50 人を超える授業科目はない（別紙様式 1-2-1-2）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

50 名を超える授業科目については、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果が上げられるものとなるように、組織的に確認している（資料 3-4-A-1 「2024 年 2 月法曹養成専攻会議資料」 24 頁、資料 3-4-A-1 「2024 年 2 月法曹養成専攻会議資料」 4 頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものとなっていること

【分析の手順】

・授業時間の設定が、授業の方法（講義、演習、実習）に応じて、単位数との関係において学則又は大学院学則等に則したものとなっていることを確認する。

【分析】

大学設置基準21条1項は「各授業科目の単位数は、大学において定めるもの」としており、同条2項は、同基準第25条第1項に規定する授業の方法すなわち「講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用」に応じ、「当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする」とする。

「大阪公立大学大学院学則」第20条第2項に基づき、本専攻では、講義・演習については毎週2時間15週をもって2単位とし、実習については30時間をもって1単位としている（資料3-4-5-01「2024年度法曹養成専攻便覧」8頁、資料3-4-5-02「大阪公立大学大学院学則」第20条第2項、別紙様式1-2-1-2）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

授業科目「エクスターンシップ」では実習の方法がもちいられ、授業時間は研修1日あたり6時間を10日行うので、合計で60時間となる。

授業科目「中小企業向け法律相談」では講義と実習の方法が併用され、実習1回あたり4.2時間（相談が2.2時間（10分前集合につき事前準備時間を含む）と検討が2時間）を8日行うので33.6時間となり、加えて1日あたり90分の座学を7日行うので10.5時間となり、合計で44.1時間となる。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-6 1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること

【分析の手順】

・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35 週確保されていることを確認する。

【分析】

本専攻では、1年間の授業を行う期間は、研修期間を含めて 35 週以上確保されている（資料 3-4-6-01 「2024 年度学事日程」、資料 3-4-6-02 「大阪公立大学学則」第 13 条）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-7 各授業科目の授業期間が、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること。

【分析の手順】

- ・各授業科目が8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間にわたる期間を単位として行われていることを確認する。

【分析】

各授業科目は15週にわたる期間を単位として行われている（資料3-4-6-01「2024年度学事日程」、資料3-4-6-02「大阪公立大学学則」第13条）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-8 履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係法令に適合していること

【分析の手順】

- ・ 1年間の履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係する法令に適合していることを確認する。

【分析】

専門職大学院設置基準 20 条の 8 は、法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、1 年につき 36 単位を標準として法科大学院が定めるものとする。本法科大学院では、原則として、1 つの学年全体で、1 年次生 39 単位、2 年次生 36 単位、3 年次生 38 単位と定め、また、例外的な場合でも 44 単位を上限と定めている（資料 2-6-1-05 「法曹養成専攻履修規則」第 11 条）。法令の示す 36 単位を標準としつつ、学修上の必要性からそれぞれの学年に適切な登録の上限及びその例外を定めており、法令に適合している。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-4-9 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

【分析の手順】

・早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、法学未修者、社会人学生等、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。

【分析】

本専攻では、法学未修者などの多様なバックグラウンドを有している入学者に対して、入学前の学修指導として、1月の入学手続き時に、法学入門書を紹介する文書を配布するほか、法科大学院における勉強方法等の個別相談を実施している（資料3-4-9-01「入学前配布の自習用推薦書の案内」、資料3-4-9-02「個別学習相談の案内」、資料3-4-9-03「新入生向け個別相談会に関するアンケート」を参照）。

入学手続き後の2月末から3月初旬には、入学前説明会を開催し、学修指導を実施している（資料3-4-9-04「2024年度新入生向け入学前説明会式次第」を参照）。

入学後には、1年次前期開講の授業科目である「人権の基礎理論」及び「民法A」において、導入的な内容を含む授業を行っている（資料3-3-2-02「2024年度シラバス」5～7頁、24～27頁を参照）。また、担任制のもとで実施される個別面談において、多様なバックグラウンドに配慮した学修指導を実施している（資料3-4-9-05「クラス面談シート」、資料3-4-9-06「クラス面談結果（2024年6月法曹養成専攻会議別冊資料）」を参照）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

法律基本科目担当者による成績の振るわない学生との学習懇談会を行うことで、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導を行っている（資料2-2-A-1「2023年7月法曹養成専攻会議資料」18頁、および資料3-4-A-2「2023年10月法曹養成専攻会議記録」4頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目3-5-1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

【分析の手順】

- ・成績評価基準について組織として定め、その基準が学習成果の評価の方針と整合性があることを確認する。

【分析】

本専攻では、成績評価基準を組織的に定めており（資料3-5-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻成績評価ガイドライン」、資料3-4-1-01「法曹養成専攻教務関連事項申し合わせ事項等」）、その基準は学習成果の評価の方針と整合している（資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-5-2 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

【分析の手順】

- ・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により成績評価基準の周知を図っていることを確認する。

【分析】

成績評価基準は、要覧によって学生に周知されている（資料 3-4-5-01 「2024 年度法曹養成専攻要覧」 11～12 頁）。成績評価に当たっての試験以外の考慮要素の意義や割合については、シラバスによって学生に周知されている（資料 3-3-2-02 「2024 年度シラバス」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

期末試験を実施した科目については、期末試験作成者は、期末試験に係る成績評価の基準を、受験した学生に対して、試験成績開示の日までに開示している（資料 3-4-1-01 「法曹養成専攻教務関連事項申し合わせ事項等」）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-5-3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

【分析の手順】

- ・学習成果の評価の方針に則り、各授業科目の到達目標を踏まえて成績評価及び単位認定が行われていることの点検を、組織的に実施していることを確認する。
- ・相対評価方式を導入している場合には、成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。また、成績評価の評語ごとに対応する到達目標に関わる成績評価基準に則していることの点検を、組織的に実施していることを確認する。

【分析】

専攻会議においては、会議資料として「定期試験成績分布」と「成績評価ガイドライン」を配布するとともに、回覧資料として「定期試験問題」を配布し、成績評価が客観的かつ厳正に行われていること、相対評価方式の科目については評価の割合に関する方針に合致していること、さらに成績評価の評語ごとに対応する到達目標に即していることを組織的に確認している。(資料 3-5-3-01 「2023 年度前期・後期定期試験成績分布」、資料 3-5-3-02 「2023 年 10 月法曹養成専攻会議別冊資料」、資料 2-1-A-2 「2023 年 10 月法曹養成専攻会議資料」 8 頁、資料 3-4-A-2 「2023 年 10 月法曹養成専攻会議記録」 2 頁)。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-5-4 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

【分析の手順】

- ・追試験が実施されている場合には、その受験の要件と実施状況について確認する。
- ・再試験が実施されている場合には、その受験の要件が救済措置ではないと認められる相当の理由を満たしていることを確認する。また、その実施状況について確認する。

【分析】

本専攻では、追試験を実施している。追試験の要件については、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている（資料 2-6-1-05 「法学研究科法曹養成専攻履修規則」第 18 条）。追試験の実施については、専攻会議においては、会議資料として「定期試験成績分布」と「成績評価ガイドライン」を配布するとともに、回覧資料として「追試験問題」を配布し、受験者が不当に利益又は不利益を受けていないことを確認している（資料 3-5-3-01 「2023 年度前期・後期定期試験成績分布」、資料 3-5-3-02 「2023 年 10 月法曹養成専攻会議別冊資料」、資料 2-1-A-2 「2023 年 10 月法曹養成専攻会議資料」8 頁、資料 3-4-A-2 「2023 年 10 月法曹養成専攻会議記録」2 頁）。

本専攻では、再試験は実施されていない。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-5-5 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

【分析の手順】

- ・成績に関する異議申立てを受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等をもとにして、授業担当教員等の個人による対応ではなく、組織的に手続きが進められることを確認する。
- ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、適切に保管され、検証できる状況にあることを確認する。

【分析】

本専攻では、成績異議申立制度を設けており、異議の申立てに対しては、授業担当教員のみによる対応ではなく、組織的に手続きが進められる（資料3-5-5-01「成績疑義申立制度に関する規則」）。

異議申立ての内容等については、資料3-5-5-02「過去3年の疑義申立件数等について」を参照。

成績評価の根拠となる資料である答案は5年間適切に保管するものとされており、小テスト又はレポートも成績評価の3割以上の考慮要素となるものについては基礎となる資料を適切に保管するものとされている（資料3-4-1-01「法曹養成専攻教務関連事項申し合わせ事項等」、資料3-5-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻成績評価ガイドライン」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

成績異議申立てに対する組織的な対応とは別に、教育上の観点から、各科目担当者が必要に応じて定期試験の講評を集团的又は個別に実施している。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-5-6 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【分析の手順】

- ・法学既修者としての認定における単位の免除についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。

【分析】

専門職大学院設置基準第 25 条は、法科大学院は、法学既修者に関して、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができること、ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができることを定めている。

本法科大学院の修了要件は 97 単位であり、法令に従えば、法学既修者に関して、34 単位まで単位を修得したものとみなすことができる。本専攻では、法学既修者に関して、33 単位まで単位の免除ができる旨の規定を定めており（資料 2-6-1-05 「法曹養成専攻履修規則」第 24 条）、法令に従ったものである。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-5-7 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する
規定を法令に従い規則等で定めていること

【分析の手順】

- ・他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。
- ※入学前の既修得単位の単位認定については、法律基本科目及び展開・先端科目のうち分析項目 3-3-4に掲げられた科目並びに基礎法学・隣接科目に限られていることに留意する

【分析】

専門職大学院設置基準第 21 条及び第 22 条は、他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定について、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること、ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができることを定めている。

本専攻の修了要件は 97 単位であり、法令に従えば、他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定について、34 単位まで単位を修得したものとみなすことができる。本専攻では、他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定について、33 単位まで単位の免除ができる旨の規定を定めており（資料 2-6-1-05 「法曹養成専攻履修規則」第 21 条及び第 22 条）、法令に従ったものである。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

分析項目3-6-1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

【分析の手順】

・修了要件が組織的に策定され、専門職大学院設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

※専門職大学院設置基準 20 条の6において、「連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価及び認定を行うものとする」と規定されていることに留意する。

【分析】

専門職大学院設置基準第23条によれば、法科大学院の課程修了の要件は、総単位数93単位以上、また、法律基本科目の基礎科目30単位以上、同じく応用科目18単位以上、法律実務基礎科目10単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上（選択科目に係る4単位以上を含む）である。

本専攻の修了要件は、本法科大学院の目的及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に即して、法律基本科目の基礎科目について37単位、同じく応用科目について20単位、法律実務基礎科目について12単位、基礎法学・隣接科目について4単位及び展開・先端科目について14単位（ただし、別表第3に定める選択科目4単位を含む）とされており、そのほか、自由選択科目等を合わせて97単位と定められている（資料2-6-1-05「法曹養成専攻履修規則」第9条）。以上は法令に則している。

修了の認定は、専攻会議において、修了要件に即して組織的に実施されている（資料3-6-1-01「2024年3月法曹養成専攻会議画面提示資料」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

2025年度入学生から、修了要件は、「法律基本科目の基礎科目について37単位、同じく応用科目について20単位、法律実務基礎科目について10単位、基礎法学・隣接科目について4単位及び展開・先端科目について12単位」となる（資料3-3-A-1「2024年9月法曹養成専攻会議資料」33頁）。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-6-2 修了要件を学生に周知していること

【分析の手順】

- ・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により修了要件の周知を図っていることを確認する。

【分析】

修了要件を定める法曹養成専攻履修規則は、法曹養成専攻便覧において周知されている（資料3-4-5-01「2024年度法曹養成専攻要覧」27頁）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-6-3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

【分析の手順】

・修了の認定について、修了要件を適用する手順のとおりを実施されていることを確認する。

【分析】

修了の認定は、専攻会議において、修了要件に即して組織的に実施されている（資料 3-6-1-01 「2024 年 3 月法曹養成専攻会議画面提示資料」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること

【分析の手順】

- ・他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じた各専任教員の授業負担について、学内における役職等への着任状況その他の当該法科大学院において必要とされる負担も踏まえて、適正な範囲（年間20単位以下であることが望ましく、年間30単位を超える場合には、適切な範囲内にあるとはいえない）にとどめられていることを確認する。

【分析】

本専攻の専任教員における令和5年度の授業負担は20単位以下であり（別紙様式1-2-1-1）、適切である。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 3-7-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【分析の手順】

- ・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去5年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

【分析】

本専攻の専任教員が取得する研究専念期間については、これを定めた規則がある（資料3-7-2-01「公立大学法人大阪教員のサバティカル期間に関する規程」）。なお、この規則により研究専念期間を取得した教員はいない。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

研究専念期間を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

領域4 学生の受入及び定員管理

基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

分析項目4-1-1 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

【分析の手順】

- ・学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力に係る記述が含まれていることを確認する。
- ・入学者に求める適性及び能力に、専門職大学院設置基準第20条の内容が含まれていることを確認する。

※公表は基準1-3で確認

【分析】

本専攻では、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）において、入学者に対し、「文章の正確な読解力、理論的な推論・分析・判断を的確に行うことのできる能力、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力」を明示的に求めている（資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」）。

専門職大学院設置基準第20条は、入学者の選抜に当たって、入学者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力の有無を適確かつ客観的に評価することを求めている。法令で示された以上の適性及び能力は、本専攻が入学者に対して求める適性及び能力に含まれている（資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 4-1-2 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

【分析の手順】

・学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を的確かつ客観的に評価し、判定するための評価方法についての記述が含まれていることを確認する。

【分析】

本専攻の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）には、入学者に求める適性及び能力を的確かつ客観的に評価し、判定するための評価方法についての記述が含まれている（資料 3-1-1-01 「大学院法学研究科法曹養成専攻 3 ポリシー」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 4-1-3 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

【分析の手順】

・学生受入方針において、法学既修者及び認定連携法曹基礎課程修了者に求める学識についての記述が含まれていることを確認する。

【分析】

本専攻の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）には、法学既修者に求める学識についての記述が含まれている（資料 3-1-1-01 「大学院法学研究科法曹養成専攻 3 ポリシー」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目4-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【分析の手順】

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とされない措置がなされていることを確認する。
- ・入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- ・法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法及び実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人、法学以外を専門とする者等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

【分析】

<分析の手順（第1）について>

本法科大学院の入学者選抜では、その過程の全般について、法曹養成専攻入試委員会が責任を負う。入試委員会は、専攻長、副専攻長および専攻会議の構成員から選出された2名の委員によって組織され、①学生募集要項に関する事項、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施に関する事項、③試験実施体制に関する事項、④合格者の決定に関する事項等について審議し、原案を専攻会議に提出する（資料4-2-1-01「法曹養成専攻入試委員会規則」第2条及び第4条）。試験実施にあたっては、法学研究科長が試験場主任として責任を負う（資料4-2-1-02「2024年度大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験実施要領」）。なお、入学者選抜の実施において公平性と開放性を確保するため、本学の学部卒業（予定）者等が有利とされないように、出題・採点委員に対して、出題に際して学部定期試験問題を確認することを求めている（資料4-2-1-03「法曹養成専攻入学試験にかかる試験問題・解答用紙の作成等について」）。

<分析の手順（第2）について>

入学者選抜の方法には、一般選抜と特別選抜がある。一般選抜のうち、3年標準型では小論文の試験が行われ、2年短縮型では法律科目の試験（憲法、民法、商法（会社法、商法総則）、民事訴訟法、刑法および刑事訴訟法）が行われる（資料4-2-1-04「2024年度法曹養成専攻一般選抜学生募集要項」10頁）。特別選抜では学業成績による判定が行われる（資料2-6-1-06「2024年度法曹養成専攻特別選抜学生募集要項」7頁）。いずれの選抜方法においても、「その他の要素」として、本専攻が求める人物としての資質の有無を出願書類に基づいて総合的に判断する（資料4-2-1-04「2024年度法曹養成専攻一般選抜学生募集要項」10頁、資料2-6-1-06「2024

年度法曹養成専攻特別選抜学生募集要項」7頁)。以上は、本専攻の学生受入方針(アドミッション・ポリシー)と適合している(資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」)。

<分析の手順(第3)について>

平成29年策定の「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」(以下、「選抜ガイドライン」とする。)では、法学未修者選抜の方法について、①小論文・筆記試験、②対面による審査、③書面による審査、④統一適性試験に類似した試験が示されているところ、本専攻の入学選抜は①と③の組合せによって行われている。①については、読解力判定のための長文読解の要素を含め、少なくとも1000字程度の記述を求めるとされるが、本専攻の小論文試験はこれらの要請を満たしている(資料4-2-1-05「2024年度法曹養成専攻入学選抜試験問題」)。③については、多様な観点から受験生の資質を評価するように求められているところ、本専攻では「その他の要素」としてこの書面審査が行われている(資料4-2-1-04「2024年度法曹養成専攻一般選抜学生募集要項」10頁)。

上記の「選抜ガイドライン」では、法学既修者選抜について、少なくとも憲法、民法、刑法に関する科目については短答式問題では不十分であり、記述式問題を含め、資質を適確に判定しうる出題であることが求められている。本専攻の法律科目試験はこれらの要請を満たしている(資料4-2-1-05「2024年度法曹養成専攻入学選抜試験問題」)。

上記の「選抜ガイドライン」では、客観性を確保するためのいくつかの方法を示している。これに即して本専攻の選抜試験の実施状況をみれば、各選抜方法による判定される能力は公表されており(資料3-1-1-01「大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー」、資料4-2-1-04「2024年度法曹養成専攻一般選抜学生募集要項」9~10頁)、資料2-6-1-06「2024年度法曹養成専攻特別選抜学生募集要項」7頁)、出題の趣旨、配点及び採点基準について可能な範囲で公表されており(資料4-2-1-06「2024年度法曹養成専攻入学選抜試験出題の趣旨等」)、試験実施前には研究科長及び副研究科長による問題点検を行い(資料4-2-1-07「2024年度大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)問題作成日程」)、出題及び採点を複数の者で行っている(資料4-2-1-08「2024年度出題採点委員名簿」)。以上から、本専攻の選抜試験の実施状況は、選抜ガイドラインの求める客観性の確保の要請に即したものである。

<分析の手順(第4)について>

本専攻の入学選抜では、法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験の結果を加点事由とはしていない(資料4-2-1-04「2024年度法曹養成専攻一般選抜学生募集要項」9~10頁)。

<分析の手順(第5)について>

本専攻の2年短縮型の入学選抜では、憲法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法を対象科目としている。入学選抜試験の実施時期は12月初旬である(資料4-2-1-04「2024年度法曹養成専攻一般選抜学生募集要項」10頁)ことから、早期卒業者・飛び入学者にとっては、上記の科目についての学修を概ね終えた時期に選抜試験が実施されることになる。このような形で、入学選抜の実施方法や実施時期につき、早期卒業者及び飛び入学者に対して適切な配慮をしている。

<分析の手順(第6)について>

本法科大学院では、入学者選抜試験の公平性及び開放性を確保するため、定員に社会人特別枠や他学部出身者特別枠を設けてはいない。しかしながら、出願書類として、①在籍したすべての大学および大学院の成績証明書、②自己評価書、および③成績申告書の提出を求め、さらに任意に、④語学能力を証明する書類および⑤公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く）の提出を認め、それらの書類に基づいて、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動（ボランティア活動など）の経験などを「その他の要素」として評価している（資料4-2-1-04「2024年度法曹養成専攻一般選抜学生募集要項」10頁）。

<分析の手順（第7）について>

身体に障害のある者に対して、試験時間の延長等、適切な配慮を行っている（資料4-2-1-09「過去に実施した受験上の配慮について」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

入試問題の作成点検等について申し合わせを定め、それに基づいて出題・採点委員及び点検者等にチェックリストによる適切な作業の確認を求めることで、入学者選抜の実施体制を整えている（資料4-2-A-1「入試問題の作成、点検及び採点体制等に関する申し合わせ」、資料4-2-A-2「入試問題作成・点検・採点・転記チェックリスト」）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 4-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

【分析の手順】

- ・入試に関して検証するための組織及び具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。
- ・受験者の適性及び能力を的確かつ客観的に評価しているか、入学者選抜における合否判定が上記の評価に基づき的確かつ客観的に判定されているかについて、検証が行われていることを確認する。

【分析】

本専攻では、各年度の入学者選抜終了後の専攻会議において、当該年度に作成された入試問題と出題の趣旨を会議資料に掲載して検討の対象とすることで、受験者の適性及び能力を的確かつ客観的に評価しているか、入学者選抜における合否判定が上記の評価に基づき的確かつ客観的に判定されているかについて検証している（資料4-2-2-01「2024年1月法曹養成専攻会議資料」29頁以下、資料4-2-2-02「2024年1月専攻会議記録」2頁）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

拡大自己評価委員会において学生の受験状況を検証し（資料4-2-A-1「2022年7月法曹養成専攻会議資料」22頁）、これを踏まえた入試委員会から入学者選抜の試験時間の改善を提案し（資料4-2-A-2「2023年2月法曹養成専攻会議資料」23～32頁）、専攻会議で承認のうえ（資料4-2-A-3「2023年2月専攻会議記録」1頁）、2025年度の入学者選抜から実施予定である。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【分析の手順】

- ・過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

【分析】

本法科大学院は2022年4月に設置されたものであり、過去3年について確認する
入学定員に対する在籍者数の割合は、2022年度は26%、2023年度は52%、2024年度は78%であり、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていない（別紙様式4-3-1）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【分析の手順】

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合が50%を下回っていないことを確認する。
- ・過去5年間の入学者数が10人を下回っていないことを確認する。
- ・過去5年間の競争倍率が2倍を下回っていないことを確認する。
- ・上記の割合、人数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

【分析】

本法科大学院は2022年4月に設置されたものであり、過去3年について確認する

入学定員に対する実入学者数の割合は、2022年度は76%、2023年度は90%、2024年度は116%であり、50%を下回っていない（別紙様式4-3-1）。

入学者数は、2022年度は23人、2023年度は27人、2024年度は35人であり、10人を下回っていない（別紙様式4-3-1）。

競争倍率は、2022年度は1.70倍、2023年度は2.30倍、2024年度は2.92倍であり、2倍を下回っている年がある（別紙様式4-3-1）。

競争倍率の適正化を図るために、拡大自己評価委員会で入試制度に検討を加えている（資料4-2-A-1「2022年7月専攻会議資料」22頁）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

2022年度入試は新大学の設置認可申請に重なり、受験者の受け控えがあったと思われる。

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

特になし

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目5-1-1 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の規模に応じ、当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、改めて現在の状況を詳細に確認する必要はない。変更があった場合には、以下の事項の該当箇所について確認する。
 - ・法科大学院の規模に応じた当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設
 - ・各施設における必要な設備、機器、図書及び資料等の整備状況
- ・施設・設備について、学生及び教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。
- ・施設・設備に関して特色がある場合には、その成果についても確認する。

【分析】

本法科大学院では、運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の設備が備えられている。根拠資料として、資料5-1-1-01「自習室・教室の見取り図」、資料5-1-1-02「施設・設備の概要【公立大学Webサイト】」、資料5-1-1-03「法学研究科配置図」、資料5-1-1-04「入学ガイダンスでの事務室からの説明」、資料5-1-1-05「法学研究科法曹養成専攻自習室利用規則」、資料5-1-1-06「法学研究科法曹養成専攻資料室利用における暫定的な措置に関する規則」、資料5-1-1-07「法科大学院資料室の利用について」、資料5-1-1-08「大阪公立大学図書館利用案内」を参照。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

前回すなわち旧大学時代の法科大学院認証評価においては、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更はない（資料5-1-A-1「令和5年度実施法科大学院認証評価評価報告書」26頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】
特になし

基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目5-2-1 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

【分析の手順】

- ・履修指導、学習相談及び支援の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、履修指導、学習相談及び支援の整備状況に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・学生に対する説明会やガイダンス等での履修指導
 - ・オフィスアワーの設定、チューター等の教育補助者による学習相談・支援等、各法科大学院の規模等に応じた学習相談、助言等の学習支援

【分析】

本法科大学院では、以下のように、履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われている。

まず、年2回のガイダンスにより、履修指導を行っている（資料5-2-1-01「2024年度前期履修ガイダンス（新2・3年次生対象）式次第」）。

次に、担任制のもとでの個別面談、オフィスアワー、教育補助者（AA）により、学習相談、助言などの学習支援を行っている（資料5-2-1-02「入学直後に実施の導入プログラムの案内」、資料5-2-1-03「2024年度クラス面談実施の案内」、資料5-2-1-04「2024年度「民法A」オフィスアワー（学生ポータル（UNIPA）内のシラバス）」、資料5-2-1-05「2023年度後期の授業カリキュラムについてのアンケート及びそのまとめ」、資料2-2-A-1「2023年7月法曹養成専攻会議資料」18頁）。

入学前の学生に対しても、学習相談を実施している（資料3-4-9-01「入学前配布の自習用推薦書の案内」、資料3-4-9-02「個別学習相談の案内」、資料3-4-9-04「2024年度新入生向け入学前説明会式次第」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

前回すなわち旧大学時代の法科大学院認証評価においては、履修指導、学習相談及び支援の整備状況に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない（資料5-1-A-1「令和5年度実施法科大学院認証評価評価報告書」26頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 5-2-2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

【分析の手順】

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・生活支援等に関する総合的相談、学習、健康、就職等進路に関する助言体制の整備及び支援の実績
 - ・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況及び利用実績
 - ・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への施設及び設備の整備状況、修学上の支援、実習上の特別措置

【分析】

本法科大学院では、以下のように、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われている。

まず、生活支援等の総合的な相談については、担任制のもとでの個別面談（資料5-2-2-01「2024年度法曹養成専攻クラス担任表」）によるほか、教務委員、副専攻長、専攻長が随時学生の相談に応じている。その他、大学の設ける相談窓口がある（資料5-2-2-02「学生生活相談窓口【公立大学Webサイト】」、資料5-2-2-03「健康管理センター【公立大学Webサイト】」、及び資料5-2-2-04「メンタルヘルスセンター【公立大学Webサイト】」）。

次に、就職等の進路については、本法科大学院が主体となって、キャリアアドバイス窓口制度を設けている（資料5-2-2-05「キャリアアドバイス窓口制度の案内」）。その他、大学が設ける相談窓口がある（資料5-2-2-06「就職・キャリア支援【公立大学Webサイト】」）。

経済的支援については、全学による授業料減免制度（資料5-2-2-07「経済支援【公立大学Webサイト】」）のほかに、本法科大学院独自のもので特待生制度を設け、毎年、一定数を特待生としている（資料3-4-5-01「2024年度法曹養成専攻要覧」50～53頁、資料5-2-2-08「過去の特待生採用人数」）。

障がいのある学生等への支援は、大学の設ける窓口がある（資料5-2-2-09「アクセシビリティセンター【公立大学Webサイト】」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

前回すなわち旧大学時代の法科大学院認証評価においては、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない（資料5-1-A-1「令和5年度実施法科大学院認証評価評価報告書」26頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

分析項目 5-2-3 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

【分析の手順】

- ・各種ハラスメントに対応するための体制の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、各種ハラスメントに対応するための体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績

【分析】

本法科大学院では、ハラスメントに対応するための体制が整備されている（資料5-2-3-01「公立大学法人大阪ハラスメントの防止に関する規程」、資料5-2-3-02「ハラスメント相談員名簿」、資料5-2-3-03「ハラスメント相談フロー図」）。

【特記事項①：分析項目の内容に関連する活動又は取組であるが、根拠資料のないもの】

特になし

【特記事項②：分析項目の内容を超えた活動又は取組であり、根拠資料のあるもの】

前回すなわち旧大学時代の法科大学院認証評価においては、各種ハラスメントに対応するための体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない（資料5-1-A-1「令和5年度実施法科大学院認証評価評価報告書」26頁）。

【優れた成果が確認できる取組】

特になし

【改善を要する事項】

特になし

第 2 部 訪問調査の実施要領

訪問調査の実施要領

1 日 時

令和7年1月7日（火）9時30分より13時40分頃まで

2 内 容

(1) 9時30分～9時45分（法学研究科長室）

法学研究科長等の挨拶、法科大学院の概要説明、訪問調査スケジュールの確認

外部評価委員：^{かんべひでひこ}神戸秀彦 教授（関西学院大学）、^{たかはしつかさ}高橋 司 弁護士（大阪弁護士会）、
^{ひろしまさじゅんいちろう}廣政 純一郎 弁護士（大阪弁護士会）

法科大学院側：^{てつかようすけ}手塚 洋輔（法学研究科長）、^{すぎもとたかひさ}杉本 好央（法曹養成専攻長）、
^{こがきのりたけ}小柿 徳武（法曹養成副専攻長）

(2) 9時45分～9時50分

在学生との面談場所（法学部棟11階711B）に移動

(3) 9時50分～10時30分

在学生との面談

学生4名：（1年生）^{ふみ たまさもり}文田 昌盛、（2年生既修）^{いでようすけ}井出 陽介、（3年生未修）^{たけだまみ}竹田 真望、
（3年生既修）^{なかじまりょうたろう}中島 良太郎

(4) 10時30分～10時45分

休憩

(5) 10時45分～11時05分（法学研究科長室）

授業参観（録画視聴）

- ・^{すぎもとたかひさ}杉本 好央 教授の「民法理論の展開 B」〔3年次担当〕

(6) 11時05分～11時10分

授業参観のため1号館教室に移動

(7) 11時10分～11時30分（1号館、付添：専攻長）

授業参観（第2時限目の授業を参観）

- ・^{つるたしげる}鶴田 滋 教授の「民事訴訟法 1」〔1年次担当、133教室〕

(8) 11時30分～12時00分 (1号館・経済研究所棟・法学部棟等)

学習環境の状況視察 (順不同)

教室 (131 など)、自習室 (経済研究所棟 1階)、グループ学習室 (経済研究所棟 2階)、
PC ルーム、談話室、修了生自習室 (法学部棟 6階)、法科大学院資料室 (法学部棟 6
階)、等

(9) 12時00分～13時00分

昼食休憩

(10) 13時00分～13時40分 (法学研究科長室)

法曹養成専攻長等との面談

法科大学院側： ^{すぎもとたかひさ}杉本 好央 (法曹養成専攻長)、^{もりやまひろえ}森山 浩江 (自己評価委員)、^{かなざわまり}金澤 真理
(自己評価委員)

第 3 部 外部評価報告書

令和7年3月4日

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 外部評価報告書

外部評価委員 高橋 司
(大阪弁護士会 弁護士)

見学した授業（未修1年目の学生を対象とする民事訴訟法の授業）のほか、録画を見た授業も、教員からも学生からも活気が感じられ、好印象を持った。学生との懇談での印象も同様であり、参加した学生からは、適切な学習意欲や目的意識が感じられた。教員の熱心な取組の成果であろうと考える。

施設や設備の問題については、他の法科大学院などと比べて、不十分であるとの印象を否定できない。特に学生が利用する施設の充実については、今後入学者の増加の期待の中で、できる限りのことを行う必要がある。自習室等の改善も、今後できる限り行っていただきたい。また、もう少し改善が容易に思われるものとして、双方向授業の際に発言をさせる学生にワイヤレスマイクを持たせるといった工夫を検討されたほうがよいのではないかと思った。学生の発言が聞こえにくい場面があり、それによって双方向授業の意味が減殺されるように思った。また、カラープリンターの使用も制限されているということであるが、学生ごとの使用枚数に上限を設けるなどの方法での管理をすることにより、必要な使用は許容されるようにするべきではないかとも感じた。

大阪公立大学においては、本年（2025年）9月に大阪市内に新たなキャンパスが造られ、学部等の配置が再編される予定のようである。それによって法科大学院がどのような影響を受けるかについては、今回はその点をあまり聞く時間はなかった。再編によってよりよいものとなることを期待したい。

費用のかかることであるので、設置者の理解が必要である。設置者との協議は大変なものだと推察されるが、一層の頑張りを期待したい。

大阪市立大学法学部や法科大学院は、多くの有為な人材を出している。そのような出身者の活躍も糧にして、今後も良い法曹を輩出されることを期待する。

以上

令和7年2月3日

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 外部評価報告書

外部評価委員 廣政 純一郎
弁護士

1. 在学生との面談について

面談したのは、1年生未修、2年生既修、3年生未修（在学中司法試験合格）、3年生既修（在学中司法試験不合格）の4名であった。

貴校の良いところとして在学生が共通して挙げたのは、少人数であるがゆえに全体としてアットホームで教員ともコミュニケーションがとりやすいことであった。法科大学院の厳しい学修環境に鑑み、心身に不調を来す者が少なからずいるのではないかと推測してこの点も尋ねたが、学生からの返答は、そのような者はいたとしても少数であろうとのことであった。

法科大学院での学修が長期間にわたる厳しいものであることに鑑みれば、このようなアットホームな環境が醸成されていることは誠に重要である。単に少人数であるためのみならず、貴校においてもそのような環境の醸成に努め、在学生の健康面についても心を砕いておられることによるものと思われる。

学習施設の充実度について尋ねたところ、概ね不満はないが、プリンターについてカラー印刷が禁じられたことは多少の不便を感じている様子であった。司法試験における答案作成については、令和8年度からC B T方式による試験の導入が予定されているなどデジタル化が推進されており、プリンターの重要度は低下しつつある。したがって、（主として印刷コストの削減を企図したものと思われるが）カラー印刷を禁じること自体不合理とはいえないが、試験制度のデジタル化及び環境負荷低減の社会的潮流に則してクラウドサーバ環境の充実を図ることが望ましいのではないかと感じた。

在学生との面談においてやや気になったのは、法科大学院修了後のキャリアパスの多様性に関する知識や関心が乏しいと感じられたことである。法科大学院修了後司法試験に合格できず、法曹以外の道に進む者のみならず、最近では司法試験に合格して法曹の道に進んだ後、企業や自治体への就職、更には自ら起業するなど急速に多様化している。そのような実情を在学中から認識してもらうことは、いわゆるキャリアギャップやキャリアショックを防止する上で重要である。また、法科大学院での学修成果を生かして社会で活躍する先輩の姿に多く接することは、学修のモチベーションアップにも大いに資するものと思われる。

2. 授業参観について

3年次配当の民法科目を録画で、1年次配当の民事訴訟法科目を実際に参観した。時間がそれぞれ20分程度であったため、内容の当否について仔細に論じられるだけの情報は得られていない。

形式面で若干気になったのは、いずれの講義も学生が10名以下であったにもかかわらず、通常の教室を使用して実施し、また、質問された学生が回答する際、当該学生の発言が聴き取りにくく他の学生が発言内容を把握できているか否かが判然としない場面が散見されたことである。少人数の利点を生かし、たとえば円卓のように座席を配置して声を通りやすくするとか、回答する学生にはマイクを使用させるといった工夫が望まれる。

3. 学習環境の状況について

先に述べたとおり、在学生の面談では、学習環境について大きな不満は寄せられていない。訪問調査においては、講義室、自習室、資料室を確認したが、いずれも法科大学院の運営に過不足のない環境が整っているものと感じた。もっとも、自習室及びこれに隣接する談話室においては建物自体がその古さ故に遮音性に難があるものと思われ、たとえば談話室や廊下での会話が自習室に求められる静謐さを害することが懸念される。建物そのものに防音措置を施すことは、費用との関係で現実的ではないので、在学生に希望に応じてノイズキャンセリング機能を有するヘッドホンを貸与するなどの対策があってもよいのではないかと感じた。

4. 法曹養成専攻長、各種委員との面談について

令和6年度の自己点検・評価報告書に記載のとおり、本専攻の専任教員については、サバティカル（研究専念期間）を取得した教員はいないとのことである。限りある人員で教育指導にあたっておられるがゆえのことであろうが、以前より他の大学を含め法学研究者の養成が危機的な状況にあることが指摘されている。困難な課題であると推察するが、専任教員の研究環境の整備についても善処いただきたい。

前述のとおり、在学生との面談において、法科大学院修了後のキャリアパスの多様性に関する知識や関心が乏しいと感じられたことについて確認したところ、キャリアパスに関するアドバイザー制度のようなものはあるが、履修科目としてキャリアパスの多様性を意識させるようなものはないとのことであった。前記自己点検評価・評価報告書によれば、大阪市立大学時代に展開された中小企業法臨床教育を引き継ぐ形で中小企業向け法律相談を実施しているとのことである。これを更に発展させる形で、企業法務の第一線を担う担当者の聲咳に接する機会を更に増やされてはいかかと思う。本学修了生の中には、いわゆるインハウスロイヤーなどとして企業法務の第一線で活躍されている方が相当数おられると思われる。そのような方に講師として後輩に対し多様なキャリアパスの紹介を兼ねて法的思考力を涵養するような指導をお願いする、そして、それをたとえば3年次後期に開講する科目として展開すれば、キャリアパスの多様性に触れ、かつ、単位修得もできるということで受講する学生も増えるのではないだろうか。これに限らず方策は色々ある

かと思われるが、在学生に対し、法科大学院修了後のキャリアパスの多様性を意識させることは、今後ますます重要になると考えられるので、ご検討いただきたい。

以上

令和7年3月4日

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻 外部評価報告書

外部評価委員 神戸（かんべ）秀彦
関西学院大学教授

1. はじめに

1) 大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻「令和6（2024）年度自己点検・評価報告書」を拝見させていただき、また、2) 令和7（2025）年1月7日（火）に、貴大学院法曹養成専攻（以下、貴法科大学院）を他の2名の評価委員（高橋司弁護士・廣政純一郎弁護士）と共に、訪問させて頂き、授業や施設などの視察をさせて頂きました。以下では、1)に関連して、若干の感想を述べ、次に2)に関連して、報告と感想を述べることにします。

2. 「令和6（2024）年度自己点検・評価報告書」について（1）

(1) 今回の自己点検・評価は、令和3（2021）年度に行われた自己点検・評価に続くものですが、報告書は、令和6（2024）年11月に完成しました。内容は、「Ⅰ現況、目的及び特徴」、「Ⅱ基準ごとの自己評価」として、「領域1 法科大学院の教育活動の現況、領域2 法科大学院の教育活動等の質保証、領域3 教育課程及び教育方法、領域4 学生の受入及び定員管理、領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境」、の5つに分かれています。

(2) 以下では、【特記事項①】（【特記事項②は「分析項目を超えた」活動なので除く】）・【改善を要する事項】について、または、それらに関連して幾つかに着目し、または、気が付いた点を書かせて頂きます。

まず、Ⅰの領域1の分析項目1-2-3（令和6年度報告書9頁）では、【改善を要する事項】として、経常経費について、設置者と個別の折衝を行う公式の場がなく、運営経費に関し協議する場を設ける必要がある、とされています。令和4（2022）年4月に大阪市立大学と大阪府立大学が統合され、設置主体は「公立大学法人 大阪」となりました。しかし、このような場がないのは異常な状態と言わざるを得ず、既に令和3年度報告書7頁に全く同様の記載があり、それから3年が経過しています。さらに、分析項目1-2-4（令和6年度報告書9頁）に、事務体制は適切ではあるが、必要最小限であり拡充が必要である、とされています。事務体制の拡充には経費の増大が伴いますが、個別に設置主体と折衝する場がなければ、どのように要望を伝えるのでしょうか。この点は、法科大学院を運営する教員・職員の責任ではなく、設置主体側の責任である、と思います。なお、分析項目2-5-4（令和6年度報告書28頁）では、【改善を要する事項】として、令和2（2020）年

4月から司書1名が欠員になっており、補充を行う必要があるとの指摘があります（令和3年度報告書でも全く同じ記載がある）が、上記の問題の典型的な一例と思います。

（3）次に、Iの領域2の分析項目2-3-1（19頁）では、修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にある、とされています。【分析】では、令和5年度の「既修者」の合格率は66.66%とあり、全法科大学院の平均合格率は40.67%ですので、前者が後者を上回っていますので、適切な状況であるとされています。ただ、【分析の手順】は、「既修者・未修者を含む…合格率」としていません。仮に令和6年度で見る限り（令和6年度報告書にはない）、貴法科大学院の場合、既修・未修者合計の合格率は25.00%（合格者9名）です。他方で、全法科大学院の平均合格率は34.84%（予備試験合格者分除く）ですから、必ずしも「適切な状況」ではないように思います。直近5年間の統計が基準なので、令和6年のみで考えられませんが、令和6年を含めたり、さらには、未修者の合格率も含めて考えると、【改善を要する】状況に近いのでは、との印象を持ちます。貴法科大学院も自覚しておられると思いますが、司法試験合格者・合格率の分析と評価は正確にすると同時に、その原因も、可能な限り詳細に分析したほうが良い、と思いますし、さらには、その原因を踏まえて、効果的な対策も打ち出すべきではないでしょうか。もっとも、原因が不明であるとか、仮に原因がわかったとしても、個別の法科大学院としては、効果的な対策を打ち出さない問題（例：予備試験受験者の増大に伴い発生している問題など）も多いこともまた事実だと思います。

以上の点に関連して、念のため、経年的な変化の状況を確認してみます。貴法科大学院自身が分析している通り、修了者進路状況の経年変化を見ると、修了年度別の司法試験合格者（既修・未修の合計）の数は、平成18（2006）年度修了者（以下、年度のみ）・41名、平成19年度・27名、平成20年度・39名、平成21年度・34名なのに、平成26（2014）年度・19名となって初めて20名を切り、その後も減少して10名を切り、平成30（2018）年度・7名、令和元年度・12名、令和2年度・5名、令和3（2021）年度・6名となっています（資料2-3-A-1）（平成6<2024>年度は9名）。また、より端的に、司法試験合格率の経年変化を見ると、平成26（2014）年度までは、貴法科大学院が全国平均を上回ることが多かったのに、同年度以降は、例外なく全国平均を下回っています（資料4-2-A-1）。

（4）ところで、細かい点になりますが、Iの領域3の分析項目3-4-1（令和6年度報告書41頁）では、適切な授業の内容及び授業の方法が採用され、学生に対して明示されていること、とあります。ところが、貴法科大学院では、授業内容は「シラバス」で学生に明示されていましたが、授業方法は、専攻会議での申し合わせ事項とされていたに過ぎず（例：「【授業の方法】○授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行う」等々、資料3-4-1-01）、学生には明示されていませんでした。し

かし、2024年度から、学生に対して「掲示」され、さらに、2025年度からは、「要覧」により学生に明示されることになり、改善がなされたことは大いに評価されると思いません（【特記事項①】）。

(5) 細かくなりますが、Iの領域3の分析項目3-4-5（令和6年度報告書45頁）では、授業時間の設定が、授業の方法（講義、演習、実習）に応じて、単位数との関係において学則又は大学院学則等に即したものになっていること、とされています。ところが、貴法科大学院では、この点（単位数の根拠）の根拠の説明を欠くように見える科目が見受けられました。1つは、「エクスターンシップ」ですが、これは「実習」であり、授業時間が1日あたり6時間10日で合計60時間となるから、2単位である、との説明がされました。また、もう1つは、「中小企業向け法律相談」ですが、これは「講義と実習」の併用であり、「実習」8回で計33.6時間となるのに加えて、1日90分の座学（「講義」）7日で計10.5時間となるから、相補って合計で2単位である、との説明がされました。前回の令和3年度報告書とは異なり、令和6年度報告書でこのような説明が新たになされたことは、大いに評価されると思えます（【特記事項①】）。

3. 貴大学院の授業・施設等の視察について（2）

(1) 令和7（2025）年1月7日（火）9時30分～13時40分、大阪市住吉区杉本にある貴大学院法曹養成専攻を、他の2名の評価委員（高橋司弁護士・廣政純一郎弁護士）と共に訪問させて頂き、授業や施設などの視察をさせて頂きました。そのスケジュールは、i 法学研究科長等のあいさつ、ii 在学生との面談、iii 授業の参観、iv 学習環境（講義室・自習室・資料率など）の調査、v 法曹養成専攻長等との面談、というものでした。

(2) ii では、今年度在学中受験合格者1名を含む学生4名、1年生のFさん（以下、すべて呼称は「さん」）、今年度合格者1名を含む）、2年生既修のIさん、3年生未修のTさん、3年生既修のNさんとの約40分間の面談をしました。それぞれの自己紹介の後、話題になったのは、法学部以外学部出身者への教育はどうか、上級学年（特に1⇒2年生）への進級・留年の状況はどうか、自習室の閉室時間（午後10時）は早すぎないか、設備利用の利便性の状況はどうか、公立大学として授業料の状況はどうか、授業料減免制度における減免の基準は何か（単位数のみ）、在学中受験の取組み・実績はどうか、その他の点ですが、それぞれについて意見・感想を交換しました。

参加した4名は優秀な学生ばかりと思われるので、この4名をもって全体を推し計るわけにはいかないし、なかなか短時間では、学生教育や学生指導の制度やその運用の詳細はわかりません。しかし、全体として、教員・学生の緊密な信頼関係のもとに、熱心な指導と学修とが行われているとの印象を持ちました。もっとも、設備利用の利便性については、例えばプリンターがカラーから白黒へと転換された、との指摘（これ自体は些末な指摘かもしれませんが）とか、より重大なのは、公立大学としては授業料が高くなっており、この3年間

で50万円から80万円にアップしている、との指摘が出ています。これらには、「公立」大学法人への設置形態の転換が関連していると思われ、就学条件の悪化の例として気にかかった点です。

(3) iiiでは、まず、杉本好央(たかひさ)教授(民法)の「民法理論の展開B」(3年次配当)の授業参観(録画視聴)を約20分間させて頂きました。杉本教授の授業は、「契約の成立と無効・取消・効果帰属」というタイトルで、拝見させて頂いた録画の中では、配布されたレジュメ記載の第1問の【事実】のもと[設問1]～[設問3]について、上記【事実】を改変した別の【事実】のもと[設問4]について、受講生(6名)との質疑応答をしながら、論点について講述していくというものです。上記の最初の【事実】は、不動産の二重譲渡で、一方の譲渡が本人の無権代理人による譲渡(登記移転済)であり、他方の譲渡は直接本人による譲渡(登記未移転)である、というのですが、それを出発点として、[設問1]以降が展開されました。

ivでは、鶴田滋教授(民事訴訟法)の「民事訴訟法1」(1年次配当)の授業参観(教室内)を約20分間参観させて頂きました。拝見させて頂いた当日の授業では、まずは前回授業の「既判力」の復習(【事例】問題への解答)が行われ、次に、第27回授業として「既判力4」が扱われ、その内のIである「相殺の抗弁に対する判決の既判力」が扱われました。それぞれについて、受講生(14名)との質疑応答をしつつ、前者については【事例】問題の解答を求め、後者については配布されたレジュメの論点について講述していくというものです。杉本・鶴田両教授の授業は、それぞれ、3年次・1年次の学修段階に即して適切な内容であり、また、事前にレジュメはもちろん、予習又は復習課題が学生に提示されており、さらに、質疑応答を含めた双方向の授業がいずれも少人数規模の授業で適切に展開されていたものと思います。

(4) ivでは、上記鶴田教授の授業が行われた講義室を初めとした1号館の講義室内部の他に、法科大学院学生専用の自習室(経済研究所棟1～3階)内部・研修生専用の自習室(法学部棟6階)内部、法科大学院資料室(法学部棟6階)内部に案内させて頂きました。旧大阪市立大学からの伝統ある建物だけに、やや老朽化しているとの印象が否定できませんが、授業は適切な広がりや配置の講義室で行われています。また、自習室については、経済研究所棟(法科大学院生用)と法学部棟(研修生用)のそれぞれに分かれているという問題や、前者については、法学部棟とは別の経済研究所棟に間借りするような状態でしかも1～3階(1階には談話室、2階にはゼミ室がある)に分かれて存在しているという問題や、さらには、前者については、経済研究棟の他の利用目的の教室や利用者との関係でやや落ち着かないという問題(例：騒音問題)があるように見えました。しかし、法科大学院生及び研修生全員に対して、仕切りがあり独立して集中して勉学できる机と椅子は各部屋に用意されており、基本的には調った学習環境が整備されています。さらに、資料室については、先にも指摘したように、令和2(2020)年4月から司書1名が欠員で、資料室内部には職員は

不在であるという問題があるものの、資料自体については、豊富な雑誌・文献が揃えられており、他の法科大学院と比較しても遜色のない状況であると見受けられました。

4. おわりに

以上の通りですので、2. と 3. を通じて全体を特にまとめることはしませんが、私が特に強調したいのは、下線を引いた部分の2点です。この部分では、厳しい評価をしているだけで、解決のヒントになるようなことを何も述べていません。ただ、私の率直な感想としては、「あの伝統・実績のある（旧）大阪市立大学が?!」、というところから出発しているものであることはお分かりくだされば幸いです。今回ご案内・ご対応を頂いた杉本好央・法曹養成専攻長を初めとする皆様（手塚研究科長・小柿法曹養成副専攻長・森山自己評価委員・金澤自己評価委員・三崎法曹養成専攻事務担当）に心より御礼申し上げますと共に、今後とも、より良き法科大学院を目指し、また、より良い法曹を生み出して、大きな成果を挙げられることを期待しております。

以上

第4部 委員名簿

I 大阪公立大学法科大学院外部評価委員名簿

高橋 司：勝部・高橋法律事務所 弁護士

廣政 純一郎：摂津総合法律事務所 弁護士

神戸 秀彦：関西学院大学司法研究科 教授

II 大阪公立大学法科大学院自己評価委員会委員名簿

杉本 好央：法曹養成専攻長

小柿 徳武：法曹養成専攻副専攻長

森山 浩江：自己評価委員

金澤 真理：自己評価委員

令和 6 年度 自己点検・評価報告書

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番地 138 号
Tel : 06-6605-2301 Mail : gr-kyik-ls@omu.ac.jp

令和 7 年 3 月 発行
